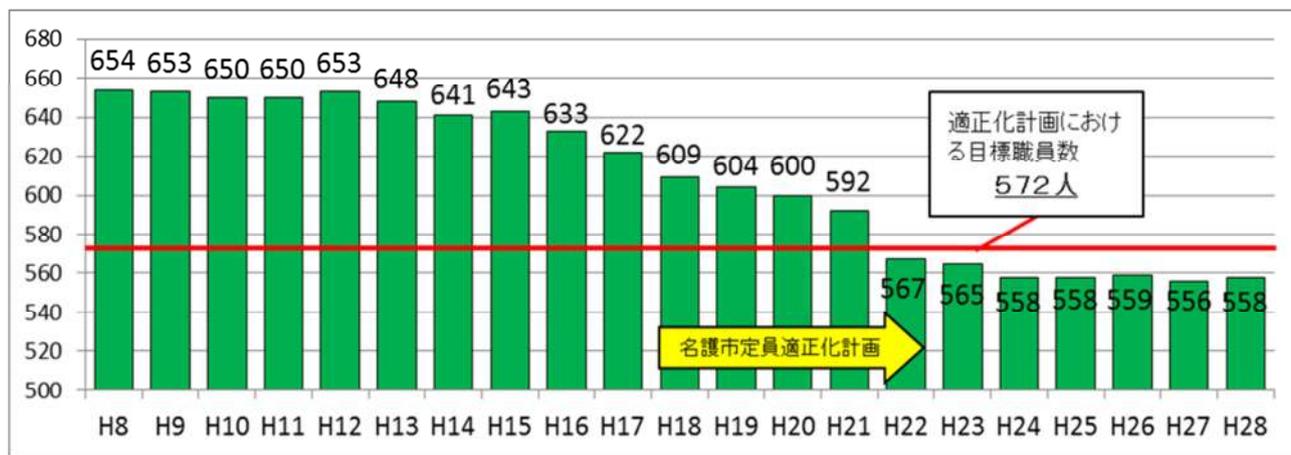


1 はじめに

平成18年3月に「名護市定員適正化計画」（以下「適正化計画」という。）を策定し、平成17年4月1日現在の職員数622人を基準として、平成18年度から平成22年度までの5年間で50人（8%減：目標定員572人）の職員削減を目標に定員適正化に向けた各種取組を実施した結果、目標値を上回る削減を実現した。適正化計画終了後も微減微増を繰り返しながら結果として職員減となっている。

しかしながら、適正化計画策定当時と比較すると、社会情勢は大きく変化しており、その当時では想定し得なかった行政需要の発生によって次々と生じた新たな業務を、既存の業務に加えて処理する必要に迫られている状況である。

今後もこのような傾向が続くものと見込まれるため、安定した市民サービスの提供が可能な職員体制の整備のために必要な定員管理を目的として、名護市における定員管理に関する方針を策定するものである。



2 適用期間

この方針の適用期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とする。

3 定員管理の基本方針

(1) 定員枠の設定

定員管理をより効率的に行うことを目的として、次に掲げる定員枠を設定し、職員の配分を行う。

ア 基礎定員枠：市が担うべき基本的な業務を遂行するための要員

→係単位で設定

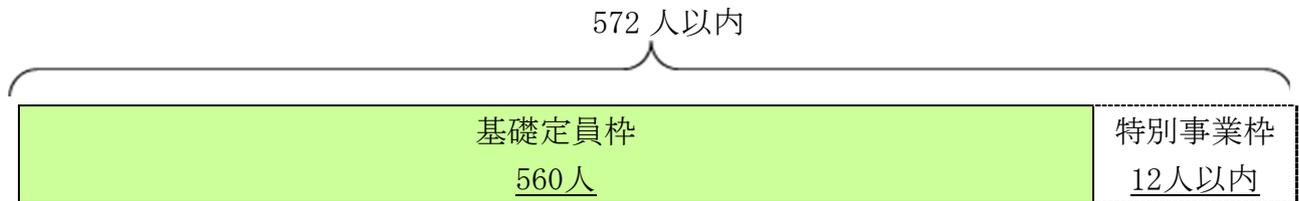
イ 特別事業枠：緊急又は特別に一定の期間行わなければならない事業等を遂行するための要員

→緊急又は特別に一定の期間行わなければならない事業等を遂行するに当たり、市長が特に必要と認める場合のみサンセット方式（事業終了時に定員スクラップを行う）により配置する。サンセット方式を容易にするため、特別事業枠の

人員については人事担当課付で各部署へ派遣する形態をとるものとする。

(2) 職員数の設定

基礎定員枠は、560人とする。特別事業枠については、適正化計画における目標定員572人から基礎定員枠を差し引いた人数（12人）を超えない範囲で設定する。ただし、基礎定員枠、特別事業枠ともに、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の変動や制度改革など、市を取り巻く環境の変化に応じて随時見直しを行うものとする。



3 定員管理の手法

- (1) 福祉部門において必置義務が課されている人員（ケースワーカー等）や今後発生すると見込まれる業務に対応する人員については、現業職の退職不補充分を振り向けることとする。
- (2) 次に掲げる課題解決の方策として、「任期付職員」制度の新規導入又は再任用職員（常勤）の積極的な活用を行うものとする。
  - ア 育児休業取得により生じる定員上の職員数と実働職員数との乖離による業務分担への影響を最小限に抑えるため。
  - イ 特別の事務事業を実施する上で、その分野において専門的な知識・経験を有する者を必要とするが、一時的なもの（3～5年程度）であるために正職員として採用することが容易ではないものに対応するため。
- (3) 民間委託や民営化等を積極的に推進することによって業務量の減少を図り、可能な限り定員抑制に繋げるものとする。
- (4) 限られた職員数でより質が高く効率的・効果的な市民サービスを提供するためには、職員個々の能力の向上が不可欠であることから、人材育成を主眼とした人事制度の再構築を行うものとする。